## リフォーム事業者の登録制度の例

## (現況) 民間リフォーム事業者登録の例(1)

	リフォネット	
登録の主体	公益法人 (財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター	
登録数	4,026 件(支店を除くと 3,487)(H21.4)	
登録の内容	○名簿記載 ○事業者情報の公開 (登録主体 HP + 名簿冊子) ○1 年ごとに更新(登録の辞退は辞退届けの提出により随時受け付け)	
登録の根拠	〇任意制度 〇民・民契約(情報掲載についての運営主体と事業者との契約) 〇8 期 5 計アクションプログラムに位置づけ	
目的	〇リフォームを行う消費者が安心してリフォームを行える環境づくりを目的に、リフォーム 事業者の情報を中心に、住宅リフォームを実施するために必要となるリフォーム関連情報 を公平・中立な立場で提供する (HP 記載)	
登録者の情報開示	〇(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターHP にて情報公開 ・事業者概要 ・リフォーム事例等 〇地公体、消費生活センター等に名簿配布 ・事業者概要(増改築相談員、マンションリフォームマネジャー名簿と合本)	
登録の要件	〇住宅リフォーム事業者倫理憲章の遵守 〇リフォネット登録規程(公開)の遵守 (以上は登録時=契約時の約定とみなされる(申込書に同意書を添付)) (内規として、訪問販売をしていないこと、適切な契約書式・見積り書式を使用していること、行政処分等情報のないこと等を確認)	
登録に際しての費用	〇有料(情報掲載料年間 18,900 円(資本金 1,000 万円以下の事業者は 12,600 円))	
処分および根拠	<ul><li>○登録の削除(=契約の解除)</li><li>・倫理憲章・規程違反時等</li><li>・登録削除およびその要件等については規程に掲載</li><li>(過去に3件の登録削除実績)</li></ul>	
処分を受けた者等の公開	〇実施していない 〇公開について規定していない	
その他	<ul> <li>○登録事業者に関する苦情受付窓口あり(リフォネット相談室・専従相談員1名)</li> <li>○国庫補助事業</li> <li>○各県のリフォーム推進協議会との連携(悪質リフォーム補助事業)</li> <li>・ 愛媛県、山口県、福岡県、東京都板橋区においては、各県のリフォーム事業者登録をリフォネットをベースに実施(リフォネット登録を要件とし、リフォネットのシステムを利用)(H20)</li> <li>・ 青森、神奈川、静岡、島根、愛媛にてリフォネット登録の審査を委託(H20)</li> <li>・ 24 府県において、リフォネットの普及、拡充策を実施(講習会でのパンフレット配布等)(H20)</li> </ul>	

## (現況) 民間リフォーム事業者登録の例(2)

(現別) 民間リンオ	女事未行豆螺の内(2)	
	ホームプロ	HOME CLIP
登録の主体	営利法人 (㈱ホームプロ(リクルート・大阪ガス・NTT 西日本・ NTT 東日本が出資)	営利法人 (㈱ホームクリップ(INAX 東京ガス 永大産業等が出資)
登録数	約 400 件	約 1,000 件
登録の内容	〇ホームプロにおいては、登録ではなく「加盟」 「加盟会社」とは、サイト上で商品等を会員に提供する目的で、㈱ホームプロと契約した法人または個人をいう。(ホームプロ利用規約)	○名簿記載 ○事業者情報の公開 (運営主体 HP)
登録の根拠	〇営利事業(ネットを介した取引の仲介) 〇民・民契約(運営主体と事業者との契約)	〇営利事業(ネットを介した取引の仲介) 〇民・民契約(運営主体と事業者との契約)
目的	〇ネットを介して事業者を仲介する手数料による収益事業	〇ネットを介して事業者を仲介する手数 料による収益事業
登録者の情報開示	<ul><li>○加盟事業者情報は非公開</li><li>○加盟要件を公開</li><li>○依頼者(匿名)の依頼メールに受注応募した会社のみ顧客評価等の情報を依頼者に公開</li></ul>	<ul><li>○事業者概要</li><li>○リフォーム事例</li><li>○顧客評価(フィードバック)</li><li>○業務品質基準適合等(登録要件とは別)</li></ul>
登録の要件	○加盟基準 ・資格:サービス提供に必要な資格・許可を有すること ・遵法:建築関連法規、消費者契約法等に関連して、過去2年間処罰を受けていないこと ・保険:加入している保険についての情報を顧客に提供すること ・実績:過去2年以上のサービス提供実績があること ・顧客満足(CS):加盟時に過去1年以内の利用者10名以上の中から任意の3名以上に対する調査の結果問題がないこと、加盟後はホームプロが紹介した全利用者に対する調査の結果問題がないこと・運用:インターネット利用環境があること、顧客からの照会には迅速に対応できること ・その他:業務別に別途定める基準を遵守すること ○ホームプロ加盟会社憲章の遵守	○加盟審査 ・リフォーム会社として顧客へサービスを 提供する体制を有すること ・顧客5名以上の評価の客観調査を受ける
登録に際しての費用	非公開	非公開
処分および根拠	不明	不明
処分を受けた者等の 公開	〇実施していない 〇公開について規定していない	○実施していない
その他	〇ホームプロを利用して加盟会社に100万円以上の工事を発注した場合、完成保証と瑕疵保証を無料(依頼者)で付与・完成保証:前払金を支払い工事に未着手の場合、その前払金の返還を保証(工事請負金額の30%を限度)/工事着手後、工事の完成・引渡が履行されない場合、工事の代替履行によって追加発生した費用もしくは既払金がホームプロの認定する既出来高部分相当額を上回った場合の差額を保証/保証については、工事請負金額もしくは1,000万円のいずれか低い額を限度・瑕疵保証:工事箇所について、施工を担当した加盟会社の責任により、耐力性能もしくは防水性能を滅失もしくは維持できなくなった場合、または破損もしくは汚損した場合/保証額×95%(補填割合)ー10万円(免責金額)または200万円(税抜)のいずれか低い金額/施工を担当した加盟会社が倒産したことが要件	○業務品質基準認定の運営につき諮問委 員会を設置(リフォームセンターから委員 参加)

## (現況) 地方公共団体等のリフォーム事業者登録の例(独自型)

# ※一覧は別添

	兵庫県	埼玉県
登録の主体	兵庫県知事	埼玉県住まいづくり協議会
登録数	404 件(うちリフォネット登録 33 件)	約 200 件
登録の内容	○名簿記載 ○事業者情報の公開(HP+名簿) ○5年ごとに更新	○名簿記載 ○事業者情報の公開(協議会 HP) ○2年ごとに更新
登録の根拠	○住宅改修事業の適正化に関する条例(以下「条例」) ○登録は任意(条例に「登録ができる」と表記)	〇任意制度
目的	住宅改修業を営む者(以下「住宅改修業者」という。)を登録し、住宅改修工事の請負の実績その他の情報を県民に公開することにより、県民が安心して住宅改修業者を選択することができる環境を整備するとともに、住宅改修業者の資質の向上を図り、もって住宅改修事業の適正化を促進することを目的とする(条例第1条)	埼玉県や住宅メーカーなど官民一体で活動している協議会において、 昨今のリフォーム工事における消費者と事業者のトラブルが多発している状況を改善し、消費者が安心してリフォームをできるようにするため、2005 年 11月にリフォーム事業者登録制度を立ち上げたところ。(HPより)
登録者の情報開示	〇(財)ひょうご住まいサポートセンターHPの他、各県民局担当課及び県民情報センターで閲覧 ・事業者概要	○協議会 HP にて公開 ・事業者情報 ・講習会受講履歴
登録の要件	○登録を拒否される事由に示す事項に該当していないこと ○営業所ごとに、契約主任者と技術主任者を 選任 ○登録業者の遵守事項を遵守することを誓 約すること ・知事が定める倫理規程を遵守 ・知事が定める契約に関する指針に基づき書 面による契約書を作成 ・定期的に知事が指定する研修を受講	○最低登録基準 ・協議会の指定する標準契約書を使う ・協議会 HP で必要事項を公表するなど ○講習会の受講 ・登録講習会 ・定例講習会(受講履歴を公開) ○トラブルが生じたとき、関係機関への照会等を承認することの同意、また、一定の場合の登録抹消についての同意(同意書)
登録に際しての費用	〇兵庫県証紙により1件につき10,000円	〇登録 10,500 円/年、講習会参加費 2,100 円
処分および根拠	○勧告(条例) ○登録の取り消し(条例)	○登録抹消 (登録の際の同意書)
処分を受けた者等の公開	〇知事は、登録を取り消したときは、その旨を公表するものとする(条例) 〇HPにおいて取り消しとなった業者名、住所等公開	○登録者については行っていない ○埼玉県生活科学センター・埼玉県消費生活支 援センター処分情報にリンク
その他	〇条例第2条 この条例において「住宅改修工事」とは、住宅(建築設備を含む。)の改修に係る建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。 〇兵庫県独自制度。リフォネット登録事業者はその旨表記し、検索項目のひとつとしている	〇リフォネットとの関係はなし

## (現況) 許認可(登録)の例(国土交通省関係)(1)

	一般建設業、特定建設業	宅地建物取引業
区分	許可	免許
権者	国土交通大臣(2以上の都道府県の区域内に営業所) 都道府県知事	国土交通大臣(2以上の都道府県の区域内に事務所) 都道府県知事
数	509, 174 業者(H21. 3)	129, 991 業者(H20. 3)
目的	建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約 の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な 施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業 の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に 寄与することを目的とする。	宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、 その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業 務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正とを確 保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進 し、もつて購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流 通の円滑化とを図ることを目的とする。
内容	建設業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を 受けなければならない。ただし、政令で定める軽微 な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、 この限りでない。	宅地建物取引業を営もうとする者は、国土交通大臣の 免許を受けなければならない。
根拠	建設業法	宅地建物取引業法
期間	5年	5年
情報開示	○国土交通大臣又は都道府県知事は下記書類又は写しを公衆に閲覧に供する閲覧所を設けなければならない。 ・許可申請書および添付書類(会社概要、工事経歴、工事施工金額等。変更等の届出も含む) ・建設業者監督処分簿	〇国土交通大臣又は都道府県知事は、下記書類又は写 しを一般の閲覧に供しなければならない。 ・宅地建物取引業者名簿 ・免許の申請及び変更の届出に係る書類
要件	○常勤役員の一人が、許可を受けようとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者であること。 ○営業所ごとに法7条1項2号(特定建設業は法15条条1項2号)に該当する専任の者を置くこと。 ○財産的基礎又は金銭的信用を有すること。 ○法に定める事由に該当しないこと。	〇法に定める事由に該当しないこと。 ・専任の取引主任者(宅地建物取引主任者証の交付を受けた者)を置く ※免許証の交付を行う ※営業保証金を主たる事務所の最寄りの供託所に供 託しなければならない。(免許取得後)
費用	<ul><li>○登録免許税(1件につき15万円。登録免許税法)</li><li>○許可の更新、他の建設業について大臣の許可を既に受けている場合は、許可手数料(5万円)</li></ul>	〇登録免許税
監督・処分 及び根拠	<ul><li>○指示(建設業法)</li><li>○営業停止命令(一年以内の期間、建設業法)</li><li>○許可の取消(建設業法)</li><li>○許可の取り消しを行うときは、聴聞を行わなければならない。</li></ul>	<ul><li>○指示(宅地建物取引業法)</li><li>○業務停止命令(宅地建物取引業法)</li><li>○免許の取消(宅地建物取引業法)</li><li>○必要な指示、業務停止命令を行うときは、聴聞を行わなければならない。</li></ul>
監督・処分 を受けた者 等の公開	<ul><li>○国土交通省令で定めるところにより、その旨(営業停止命令、許可の取消)を公告(建設業法)</li><li>○国土交通省及び都道府県に、それぞれ建設業者監督処分簿(必要な指示、営業停止命令を記載)を備え、閲覧所において公衆の閲覧に供しなければならない。</li></ul>	〇国土交通省令で定めるところにより、その旨(営業 停止命令、免許の取消)を公告(宅地建物取引業法)
その他	<ul><li>○紛争処理体制:建設工事紛争審査会(建設工事の 請負契約に関する紛争につきあっせん、調整停及 び仲裁)</li><li>○公共工事の場合、経営事項審査</li><li>○罰則規定有り</li></ul>	<ul><li>○宅地建物取引業に係る取引に関する苦情の解決、弁済業務等を行う宅地建物取引業保証協会を規定(国土交通大臣指定)</li><li>○罰則規定有り</li></ul>

	建築士事務所 (一級建築士事務所、二級建築士事務所、木造建築士事務所)
区分	登録
権者	都道府県知事
数	131, 337 (H20. 3)
目的	建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正を はかり、もつて建築物の質の向上に寄与させることを目的とする。(建築士 法)
内容	〇一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行おうとするときは、 その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。
根拠	建築士法
期間	5年
情報開示	<ul> <li>○都道府県知事は、次に掲げる書類を一般の閲覧に供しなければならない。</li> <li>・登録簿</li> <li>・設計等の業務に関する報告書</li> <li>・建築士事務所に属する建築士の氏名、資格種別(一級、二級等)等</li> <li>○都道府県知事は、指定事務所登録機関に登録の実施に関する事務、登録簿等の閲覧を行わせることができる。(例:社団法人東京都建築士事務所協会)</li> </ul>
要件	〇法に定める拒否事由にあたらないこと。 ・管理建築士を置くこと
費用	手数料を指定事務所登録機関に納付
監督・処分及び 根拠	<ul><li>○戒告(建築士法)</li><li>○事務所の閉鎖命令(一年以内の期間、建築士法)</li><li>○登録の取消(建築士法)</li><li>○閉鎖を命じようとするときは、聴聞をおこなわなければならない。</li></ul>
監督・処分を受けた者等の公開	<ul><li>○戒告、閉鎖命令の年月日を登録簿に登録(登録簿は一般の閲覧に共しなければならない)</li><li>○登録の取消、閉鎖を命じようとするは、都道府県建築士審査会の同意が必要</li><li>○国土交通省令で定めるところにより、その旨(戒告、閉鎖命令、登録の取消)を公告(都道府県の公報)</li></ul>
その他	<ul> <li>○建築士事務所の業務の適正な運営及び建築主の利益の保護を目的とする 建築士事務所協会を規定。苦情処理も行う。(都道府県知事に届出)</li> <li>○建築士事務所の業務の適正な運営及び建築主の利益の保護を目的とする 建築士事務所協会連合会を規定(国土交通大臣に届出。例:社団法人日本 建築士事務所協会連合会)</li> <li>○罰則規定有り</li> </ul>